

タカシマヤギフトカードご利用約款

第1条(約款の趣旨)

株式会社 高島屋(以下「当社」といいます。)は、当社の発行するタカシマヤギフトカードを、この約款にしたがって取り扱うものとし、タカシマヤギフトカードの所持者(以下「お客様」といいます。)は、この約款によりお取引をしていただきます。

第2条(タカシマヤギフトカードが利用できる場合)

1. お客様は、タカシマヤギフトカードを「ご利用店一覧」に記載された高島屋各店で商品を購入し、またはサービスの提供を受ける際に、タカシマヤギフトカードのご利用可能残高の範囲内で代金のお支払いにご利用いただけます。ただし、高島屋商品券、全国百貨店共通商品券、タカシマヤギフトカード、地金類、コイン、保険、交通チケット、友の会積立会費、その他当社がタカシマヤギフトカードの利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いには、ご利用いただけません。
2. お客様が前項によりタカシマヤギフトカードをご利用になる場合には、当社所定の方法により、タカシマヤギフトカードのご利用可能残高から商品等の代金に相当する金額を出金いたします。
3. お客様からご提示いただいたタカシマヤギフトカードのご利用可能残高が商品等の代金に満たない場合は、不足額を現金又は当社の指定する方法によりお支払いいただきます。
4. お支払いの際に、タカシマヤギフトカードのご利用枚数を制限させていただくことがあります。なお、各カードの利用可能残高を1枚のカードに統合することはできません。
5. タカシマヤギフトカードをご利用いただける店舗は、店舗の新設または統廃合等の事情によって、増減することがあります。

第3条(ご利用可能残高の確認方法)

1. タカシマヤギフトカードのご利用金額及びご利用可能残高は、当社が定める方法でご確認ください。
2. タカシマヤギフトカードのご利用金額及び利用後のご利用可能残高が表示されたレシートをご確認いただき、レシート引渡し時にお客様から特段の申し出がない限り、お客様は、タカシマヤギフトカードのご利用可能残高に誤りがないことをご確認いただいたものとします。
3. タカシマヤギフトカードのご利用履歴の確認については、各店の商品券売場にお問い合わせください。

第4条(タカシマヤギフトカードを利用できない場合1)

次の場合には、タカシマヤギフトカードをご利用いただくことはできません。

1. タカシマヤギフトカードが偽造、変造されたものであるとき。
2. お客様がタカシマヤギフトカードを違法に取得したとき、または違法に取得されたタカシマヤギフトカードであることを知りながらもしくは知ることができる状況で取得したとき。

第5条(タカシマヤギフトカードを利用できない場合2)

タカシマヤギフトカードの破損、カードリーダーの故障、停電、システム障害、メンテナンス、その他やむを得ない事情等により、取扱店のカードリーダーでタカシマヤギフトカードのご利用可能残高の読み取りまたは出金をするすることができない場合には、お客様は、タカシマヤギフトカードをご利用いただけませんので、ご了承ください。

第6条(タカシマヤギフトカードの再交付をする場合)

1. タカシマヤギフトカードの破損の原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、タカシマヤギフトカードの磁気情報またはカード裏面に表示されているカード番号が判読可能であるときは、当社の判断により、お客様は、当社が定める方法で当該タカシマヤギフトカードをご提出いただくことにより、タカシマヤギフトカードの再交付または再入金を受けることができます。
2. 前項によりタカシマヤギフトカードを交付する場合において、タカシマヤギフトカードの図柄または機能の一部について、従前のタカシマヤギフトカードと異なる場合がありますので、ご了承ください。

第7条(タカシマヤギフトカードの再交付をしない場合)

タカシマヤギフトカードの盗難・紛失、またはこれらに準じてタカシマヤギフトカードのご利用可能残高の全部もしくは一部を失われた場合等には、当社は、前条の取扱いをいたしません。

第8条(換金の禁止)

タカシマヤギフトカードは、現金との引換えはできません。

第9条(タカシマヤギフトカードの有効期限)

タカシマヤギフトカードに有効期限はございません。

第10条(タカシマヤギフトカードのお取引の終了)

1. 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合により、タカシマヤギフトカードのお取引を終了することがあります。
2. 前項によりタカシマヤギフトカードのお取引を終了する場合、当社は、ホームページへの掲載その他の当社所定の方法により、その事実を告知いたします。
3. 前2項によりタカシマヤギフトカードのお取引を終了する場合、お客様は、第8条の規定にかかわらず、当社が定める方法でタカシマヤギフトカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高の払戻しを受けることができるものとし、当該払戻方法を前項の事実と併せて告知いたします。なお、当社は、当社所定の払戻期間を設けるとともに、その期間経過後は、払戻しを行わないこととさせていただきますので、ご了承ください。

第11条(取扱いの変更)

1. タカシマヤギフトカードの取扱いについて、この約款を変更する場合には、一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。
2. タカシマヤギフトカードの取扱いに関する新規契約の締結等により、他の百貨店においてタカシマヤギフトカードの取扱いを開始することがあります。この場合も、前項に基づきこの約款を変更いたしますので、ご了承ください。

附則

この約款は、2023年2月から適用します。

以上